

◎新潟県告示第637号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年6月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月16日（水）	午前10時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	柏崎市高柳町事務所車庫	柏崎市全域
7月17日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	柏崎市西山町事務所車庫	
7月18日（金）		ワークプラザ柏崎	
7月22日（火）			
7月23日（水）			
7月24日（木）			
7月25日（金）			
7月28日（月）			
7月29日（火）			
7月30日（水）			
7月31日（木）			
8月1日から令和8年3月13日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日及び令和8年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会